事業契約書（案）

1　事業名称

愛媛県立今治病院整備事業

2　事業場所

愛媛県今治市しまなみの杜１番２

3　契約期間

契約締結日の翌日から令和　年　月　日まで

【設計業務】

基本設計図書の提出	令和　年　月　日まで
実施設計図書の提出	令和　年　月　日まで
完了	令和　年　月　日まで

【工事監理業務】

完了	令和　年　月　日まで

【工事】

病院棟、医師・看護師宿舎及び外構工事	令和　年　月　日まで
完成	令和　年　月　日まで

4　契約金額

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

【設計業務委託料】

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

【工事監理業務委託料】

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

【工事請負代金額】

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

5　契約保証金

金　　円

6　各会計年度における支払限度額

各会計年度における支払の限度額（以下、この契約において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。なお発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

令和　年度　　円
令和　年度　　円
令和　年度　　円
令和　年度　　円
令和　年度　　円

7　約款の適用

設計業務においては設計業務等委託約款を、工事監理業務及び設計意図伝達業務においては工事監理等委託約款を、工事においては工事請負約款を適用する。

8　建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

別紙のとおり

9　特記事項

全ての設計図書（現場説明書、要求水準書（付属資料を含む。）、入札提案書類、実施設計図書（工事及び工事監理業務の場合に限る。）、共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書をいう。）をいう。以下、この契約（第７項に記載された約款を除く。）において同じ。）は相互に補完するものとし、設計図書間に相違がある場合の適用は、現場説明書、要求水準書、入札提案書類、実施設計図書、共通仕様書の順とする。また、設計図書とそれに係る質問回答書に相違がある場合は、質問回答書が優先するものとする。ただし、入札提案書類が要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で要求水準書よりも入札提案書類の記載内容を優先するものとする。

また、この契約において使用される用語は、この契約又は第７項に記載された各約款に別途定める場合を除き、入札説明書又は要求水準書において定める意味を有するものとする。

上記の事業について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者の代表者及び構成員は、この契約の締結日において、受注者が日本国の法令に基づき適法に組成され、有効に存続する民法上の組合である共同企業体であることを表明保証し、かつこの契約記載の事業を共同連帯して受託又は請け負うものとする。また、受注

者は、発注者に対し、この契約の締結と同時に、締結済みの共同企業体協定書を提出するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所　愛媛県松山市・・・

氏名　愛媛県公営企業管理者　　東野　政隆　　印

受注者　共同企業体の事務所の所在地

共同企業体の名称

代表者　所在地

商　号

代表者　　印

構成員　所在地

商　号

代表者　　印

構成員　所在地

商　号

代表者　　印

特　約

（下請負人）

第１条　受注者が、工事請負代金額の２分の１以上の額に係る工事を一の下請負人に請け負わせて施工しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）が自己の工事請負代金額の２分の１以上の額に係る工事を一の下請負人に請け負わせて施工しようとするときも、同様とする。

２　受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の３第１項の規定に基づき、下請負人が施工する特定専門工事の施工管理を、自らが配置する主任技術者に一括して行わせようとするときは、同項に規定する下請負人との合意に先立ち、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

３　受注者は、下請負契約の締結に当たっては、建設産業における生産システム合理化指針（平成３年２月５日付け建設省経構発第２号の建設省建設経済局長通達）を遵守するものとする。

（暴力団員等の排除）

第２条　受注者は、この契約書記載の事業に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは催告することなく契約を解除する旨を定めるとともに、契約の相手方が暴力団員等であることが判明した場合は、速やかに契約を解除しなければならない。

２　受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者（以下「協力者」という。）等（協力者の契約の相手方、資材購入先若しくはリース会社等又は協力者の契約の相手方と契約する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下「協力者等」という。）に対しても、暴力団排除条例第18条に規定する内容を義務とする旨の規定を設けなければならない。

３　受注者は、協力者等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明したにもかかわらず、協力者等が相手方との契約を速やかに解除しなかった場合は、当該協力者等との契約を速やかに解除しなければならない。

４　受注者が、第1項及び第3項の規定に反し、契約の相手方と契約を解除しなかったときは、発注者は受注者とのこの契約を解除するものとし、その際の取り扱いは、設計業務等委託約款第44条、工事監理業務等委託約款第44条及び工事請負約款第48条の規定によるものとする。

５　受注者は、当該工事の施工にあたり工事関係者（下請負人を含む。）、行政（県及び地元市町）、警察関係者等で構成する暴力団排除対策協議会を設置し、暴力団等の不当介入対策に取り組まなければならない。

契約書７関係

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

設計業務

対象となる建築物の概要	「要求水準書」のとおり
業務の種類、内容及び方法	「要求水準書」のとおり

作成する設計図書の種類	「要求水準書」のとおり

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】 【資格】　　級建築士　　【登録番号】
【氏名】 【資格】　　級建築士　　【登録番号】
（建築設備の設計に関し意見を聴く者） 【氏名】 【資格】　　設備士　　【登録番号】

※従事することとなる建築士が構造設計又は設備設計一級建築士である場合にはその旨を記載すること。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名

契約書７関係

工事監理業務

対象となる建築物の概要	「要求水準書」のとおり
業務の種類、内容及び方法	「要求水準書」のとおり

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	「要求水準書」のとおり

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】 【資格】　　級建築士　　【登録番号】
【氏名】 【資格】　　級建築士　　【登録番号】
（建築設備の設計に関し意見を聴く者） 【氏名】 【資格】　　設備士　　【登録番号】

※従事することとなる建築士が構造設計又は設備設計一級建築士である場合にはその旨を記載すること。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名

解体工事に要する費用等

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体	工　　程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・ 内装等	建築設備・内装等の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □ 有　　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

3．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地

4．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

（注）運搬費を含む。